# FRAND特許の ロイヤルティ算定を行った事例 —TCL v. Ericsson

弁護士 若竹 宏諭

標準化に参加する特許権者は、標準化機関に対し、当該標準の実施を希望する者にFRAND (Fair, Reasonable and Non-Discriminatory) 条件によりライセンスする旨宣言(FRAND宣言) するものとされている。標準必須特許 (Standard Essential Patent、以下「SEP」という。)の特許権者とライセンシー間のライセンス交渉では、FRAND条件によるロイヤルティの金額が問題になるが、その算定について明確な基準はない。交渉により妥結に至らない場合、裁判所がFRAND条件によるロイヤルティを算定することがある。

この点、2014年には日本の知財高裁がアップル対サムスン事件 $^1$ において、2017年4月には英国の高等法院がUnwired Planet v. Huawei 事件 $^2$ において、FRAND特許のロイヤルティ算定を行い、同年11月には欧州委員会がEUのSEPに対するアプローチに関するペーパーを公表していた $^3$ 。そして、2017年12月にFRAND特許のロイヤルティ算定を行ったメモランダムが米国のカリフォルニア中部地区連邦地裁より出された $^4$ 。FRAND特許のロイヤルティの算定方法等が争われていたため、注目されていた事件である。本稿では、当該事件における裁判所の判断内容を概観する。

#### 1 事案の概要

本件の当事者は、中国の携帯電話メーカーである TCLと移動体通信に関する多くのSEPを有している Ericssonである。Ericssonは、欧州の標準化機構であ る欧州電気通信標準化機構(ETSI)に対しFRAND宣 言をしており、TCLとの間で2G規格に関するライセンス契約を締結していたところ、その契約期間の満了 に伴う交渉のほか、3G規格及び4G規格を含めた交渉 を後に開始したが、いずれも不調となった。

Ericssonは当該交渉の間、米国以外の国で11を超える侵害訴訟を提起した。これに対し、TCLは、2014年3月、カリフォルニア中部地区連邦地裁に対し、Ericssonによる提案がFRAND条件に合致するか否か、Ericssonが保有するSEPに対するFRAND条件によるロイヤルティ率の確認等を求め、訴訟を提起した。なお、Ericssonは、

2014年6月、テキサス東部地区地裁に対しても、Ericssonが提示していたロイヤルティがFRAND条件に合致するものであることの確認と、侵害差止めに代わる強制実施権を求めて訴訟を提起した。この訴訟は、カリフォルニア中部地区連邦地裁に移送され、その後、両事件は併合して審理されることとなった。

本件では、主として、①EricssonがFRAND条件でライセンスする義務に違反しているかどうか、②Ericssonの提示した最終提案がFRAND条件を充足するものかどうか、③仮に充足しないのであれば、Ericssonの保有するSEPのロイヤルティはいくらになるのかが争われた。

# 2 FRAND特許のロイヤルティ算定

裁判所の判断に入る前に、FRAND特許のロイヤルティの算定方法について概観したい。大きく2つのアプローチに分けることができる。ボトムアップ型とトップダウン型である。

ボトムアップ型は、従前の米国における裁判例の多くで用いられてきた。このアプローチは、比較可能な他のライセンス契約例等を参照し、当該SEPの個々の価値を把握して個別のロイヤルティを算出し、それを積み上げるという方法である。個別の特許に対するロイヤルティを積み上げるため、膨大な数の特許が使用されている標準では累積ロイヤルティがSEP全体の本来的価値を超えて高額になり、標準の利用が控えられる等の問題、いわゆるロイヤルティ・スタッキング問題が生じるといわれている。

一方、トップダウン型は、まず、当該標準に関する SEP全体に支払われるべき合理的かつ公平な累積ロイヤルティを決定する。そして、総SEPの内、問題となっているSEPの価値が占める割合を当該累積ロイヤルティに乗じることによって、ロイヤルティを分配していく方法である。トップダウン型では、予め累積ロイヤルティにキャップを設けるため、ロイヤルティが低く抑えられる傾向がある。

本件では、TCLがトップダウン型のアプローチを 主張し、Ericssonはボトムアップ型のアプローチを主 張した。

#### 3 本件における裁判所の判断

(1) ロイヤルティ算定の方法

裁判所は、トップダウン型のアプローチについて、①トップダウン型は、最大の累積ロイヤルティを元に公平で合理的なロイヤルティを算定するた

め、不合理なロイヤルティを支払わなければならな い可能性を回避でき、ロイヤルティ・スタッキング の問題を防げること、②SEPの適正な総価値に基づ いて累積ロイヤルティが算定されるのであれば、標 準化によるプレミアムが付加されることも回避で き、ホールドアップ問題5の回避にもつながること を指摘した。

従前の米国裁判所の判断では、ボトムアップ型が 採られることが多かったが、本件では、トップダウ ン型が採用された(但し、TCLの主張がそのまま採 用されたわけではない。)。そして、裁判所は、Ericsson の特許ポートフォリオがいくつかの国において力が 弱いため、地域を分けてロイヤルティの調整を行っ た。

裁判所が提示した計算式は次のようなものである。 i 累積ロイヤルティ×ii (Ericssonの保有する有 効なSEP数/当該標準に含まれる総SEP数)×iii地域 による補正率

さらに裁判所は、トップダウン型では、差別的か 否か (Non – Discriminatory) に係る判断に対応でき ないことも指摘し、iv他のライセンス例との比較も 行った。

## (2) ロイヤルティ率の算定等の具体的内容

# ア 累積ロイヤルティ率の算出(上記i)

本件では、まず、標準に関係するSEP総数に対 するロイヤルティ率(累積ロイヤルティ率)が算出 された。具体的には、裁判所は、Ericssonが過去 に発信していた情報等を元に、2G及び3Gについ ては5%、4Gについては6%から10%を標準に係 るSEP全体の累積ロイヤルティ率として認定した。

イ Ericssonの保有する有効なSEP数/当該標準に 含まれる総SEP数(上記 ii)

裁判所は、次に、Ericssonが保有するSEPに対 する割当てを行った。その前提として、裁判所は Ericssonが保有するSEP数をカウントした。その 際、裁判所は、アップル対サムスン事件と異な り、FRAND宣言された全ての特許をSEPとして カウントするのではなく、実際に標準に必須であ るかどうかという観点からの検討を行っている。そ の結果、裁判所は、標準に係る総SEP数とEricsson の保有するSEP数につき、以下のとおりに認定 し、Ericssonが保有するSEPの割合を算出した。 なお、Ericssonが保有するSEP数はTCLとEricsson の主張を元にそれぞれ認定されている。

	2G		3G		4G	
	TCL	Ericsson	TCL	Ericsson	TCL	Ericsson
Ericsson	12	12	19.65	24.65	69.88	111.51
総 SEP 数	365	365	953	953	1481	1481
割合(%)	3.28		2.06 ~ 2.58		4.71 ~ 7.53	

# ウ 地域に応じた調整(上記iii)

続いて、裁判所は、Ericssonの保有する特許が 米国において最も力を有しているとして、地域に 応じた調整を行った。具体的には、米国、欧州、 そして中国を含めたその他のエリアの3つに分類 し、調整率を以下のとおりに認定した。

	2G	3G	4G
米 国	100%	100%	100%
欧 州	72.2%	87.9%	_
中国その他	54.9%	74.8%	69.8%

裁判所は、上記iの累積ロイヤルティ率に上記 ii 及びiii の割合を乗じることにより、Ericssonの SEPに対するFRANDなロイヤルティ率を算出し た。

#### エ 非差別性の検討(上記iv)

裁判所は、FRANDの要素である非差別性を判 断するため、TCLと比較可能な他のライセンス 例がどういった例なのかを検討した。裁判所は、 AppleとHuaweiという大企業の例を、Ericssonが TCLに提案したロイヤルティ率と比較する際の ベンチマークとした。

### (3) 結論

以上のプロセスを経て、裁判所は、Ericssonが TCLに対して提案していたロイヤルティ率が合理 的で非差別的かどうかを検討し、結論として、Ericsson が提案していたロイヤルティ率は合理的でなく、差 別的であるとしてFRAND条件に合致しないと判断 した。最後に裁判所は、規格ごと、地域ごとの合理 的で非差別的なロイヤルティ率を以下のとおりに認 定した。

	2G	3G	4G
米 国	0.164%	0.300%	0.450%
欧州	0.118%	0.264%	_
中国その他	0.090%	0.224%	0.314%

#### 4 若干の考察

本件は、米国、欧州、日本等の裁判所において、 FRAND特許のロイヤルティ算定に関する判断がいく つか出され、かつ、欧州委員会等の競争当局の考えが 示された後に公表された点で意味のある判断であると

考える。トップダウン型とボトムアップ型のいずれの アプローチによるべきか、という論点については、 アップル対サムスン事件やUnwired Planet v. Huawei 事件同様、トップダウン型が採用された。また、トッ プダウン型のアプローチについて、ロイヤルティ・ス タッキングとホールドアップの問題の回避に明確に言 及した点も、直近の各国裁判例等と同一路線であると いえる。特徴的な点としては、ロイヤルティ算定に際 し特許の必須性を改めて検討したことや、地域をより 細分化してロイヤルティ率の検討を行ったこと、非差 別性の点につき他事例との比較を行ったこと等が挙げ られるが、Unwired Planet v. Huawei事件では、地域 毎の検討(但し、2つの地域に分けられただけであっ た。)や他のライセンス例との比較によるダブルチェッ クも行われており、この点も全く新しいものではない。 このように、本裁判所の判断は、従前の裁判例で試 みられてきた点や、競争当局の見解とも方向性を同じ くするものと考えられ、これまでの様々な議論を経 て、FRAND特許のロイヤルティの算定について方向 性が決まってきているのではないかという印象を受け た。

ただ、本件の判断内容では、トップダウン型を採用した点について、Ericssonが、過去に累積ロイヤルティに沿ったステートメントを出していた点という個別事情も挙げられており、このような事情がないケースでは、トップダウン型が適切でないとされる可能性もある。ありきたりではあるが個別事案の具体的事情によるということにならざるを得ないのであろう。日本では、特許庁が平成30年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」6を発表している。そこでは、本件も含めた過去の裁判例を踏まえ、ロイヤルティ算定を行う際の手法や考慮要素が整理されているが、整理された個々の要素も本件のような個別事案の存在が前提になっていたものであるから、個別事案における各要素の重み付け等は、元になった裁判例の検討を踏まえて行われるべきなのだろう。

- 1 知財高裁平成26年5月16日判決(平成25年(ネ)第10043号)
- 2 Unwired Planet v. Huawei ([2017] EWHC 711 (Pat), 5 April 2017)
- European Commission, Communication From the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee Setting out the EU approach to Standard Essential Patents, Brussels, 29.11.2017 COM (2017) 712 final
- 4 TCL Communications v. Ericsson, C.A. No. 14 CV 341 (C.D. Cal. December 21, 2017)
- 5 例えば、標準の利用者側が、特許権の存在を知らずに標準の利

- 用を前提とした開発投資をして、生産も開始して、そのための 広告等も行っているというような状況で、特許権保有者から差 止請求をされると、それまでの投資が無駄になってしまうた め、特許権保有者から、その特許の価値に見合わない不当に高 額なロイヤルティを請求されても、その支払に応じてしまう、 という問題。
- 6 https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/files/seps-tebiki/guide-seps-ja.pdf